

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を同条第4項の規定により公表する。

平成31年1月11日

人吉市監査委員 井上 祐太

人吉市監査委員 犬童 利夫

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成30年12月3日
- 2 請求人 住所 人吉市下城本町1734-4
氏名 冷水 邦彦

第2 請求の内容

人吉市職員措置請求書

請求の趣旨

人吉市は、松岡市長に8,967,051円を請求せよとの勧告をすることを求める。

請求の原因

- ① 人吉市長は、平成29年度に起業創業・中小企業支援センターセンター長公募業務に関する費用として公募業務委託料（3,780,000円）ほか総額で4,033,844円「資料1-6」を支出している。
- ② 人吉市長は、平成30年4月1日、人吉しごとサポートセンター「Hit-Biz」の業務委託を人吉商工会議所へ、委託料24,436,210円（委託手数料、消費税及び地方消費税を含む）で委託（人吉しごとサポートセンター業務委託契約書）「資料1-5（1頁～4頁）」を行っている。
業務委託契約の内容では、契約期間を平成30年4月1日から平成31年3月31日までとし、センター長においては、委託者である人吉市が推薦する者を受託者である人吉商工会議所が採用することになっている。
- ③ この事業の成功の鍵は、いかに秀逸した人材をセンター長に登用できるかにかかっているとおり、月100万円という人吉市の経済状況から見ても破格であり、市長よりも高額な給与を提示したことから見

て取れる。平成 29 年 9 月定例市議会における宮原将志議員の一般質問における福山誠二経済部長答弁「資料 1-7」において、センター長の要件として三つの要素（ビジネスセンス、コミュニケーション能力、熱い情熱を兼ね備えた人材）を述べていることでも推察できる。また、松岡市長も、上記宮原将志議員の一般質問に対し、「本市の中小企業を初め、関係者の皆様、そして市民の皆様が、センター長にこの給与で来てもらってよかったと、この給与では気の毒だと思われるような獅子奮迅の活躍をもって応えられること、本市経済にとってなくてはならない人材という結果で、市民の皆様の御理解、御納得をいただくことが最も重要であると考えております」と説明している（資料 1-7）。

- ④ 人吉起業創業・中小企業支援センターの設立は、松岡市長の重要な政策の一つであり、同センター運営の舵取りをするセンター長人事は、人吉起業創業・中小企業支援センター事業が成功するかどうかに関わる極めて重要な事項である。それに加え、センター長の給与は、市長の給与よりも高額な月額 100 万円であり、その給与は、人吉商工会議所が人吉市から受け取った委託料の中から支払われている。このことから、松岡市長は、審査会を設置し、センター長の推薦を行う人吉市の代表者として、選考を含め、月額 100 万円の給与に見合った優秀な人材を人吉商工会議所へ推薦する注意義務を怠っていたというべきである。
- ⑤ 人吉市は、センター長の応募資格及び審査のポイントとして、①高いビジネスセンス（f-biz モデルを理解し、圧倒的な情報量を持ち、ビジネスに活用できる）があり、強みを伸ばす具体的な方法を提案できる者、②地域でがんばっている起業家や中小企業者をリスペクト（尊敬）できる者、③コミュニケーション能力が高く、相談者のやる気を起こし、相談者と一緒になって成果を上げていくことができる者、④相談者に対し、「情熱」「スキル」「行動力」を持つて的確な提案、支援ができる者等を掲げ（資料 1-4・2、7 頁）、センター長として A 氏を選考した「資料 1-4（15～17 頁）」。A 氏は「自分の成長機会と自身で創り出し、スキルを身に付けていく」などの内容で事前研修を受講（受講期間：4 月 8 日～6 月 22 日）していた。ところが、今回、受講先である静岡県富士市にある富士市産業支援センター「f-Biz」からの研修結果を受け取り、その内容（f-Biz モデルの理解に乏しい。スキル不足のみならず向上への姿勢が欠如している。）を理由に、127 名の応募の中から選考したセンター長に対し、人吉市が推薦を取り消し「資料 1-1（4 頁～5 頁）」、雇用者である人吉商工会議所が平成 30 年 6 月 29 日に解雇通知「資料 1-1（6 頁）」を手渡す結果となった。
- ⑥ このような事態になったことで、人吉市にとっては、7 月 30 日にオーブ

ン予定の人吉しごとサポートセンター「Hit-Biz」の開館が遅れることになったばかりでなく、これまでににおける事業進展（成果）は全くなくなり、経費のみが発生する事態を生じさせることとなった。この事業の成功には、月 100 万円の給与額からも明らかなどおり、いかに優秀な人材を選考しきれるかにかかっていた。市は選考過程に問題はなかったとしているが、平成 30 年 7 月 10 日開催された人吉市議会全員協議会に提出された「(仮称)人吉起業創業・中小企業支援センターセンター長審査要領」「資料 1-4 (7 頁)」では二次審査においては審査員 5 人による個別面接審査となっていたが、同時に提出された平成 30 年 1 月 22 日報道資料「資料 1-4 (8 頁)」では、6 名の審査員によって審査会が開催されている。平成 30 年 9 月議会での大塚則男議員の質問に、市長は当初から 6 名の審査員で審査することで議会へ説明してきている。議会に提出した資料は未定稿のものを出してしまったと答弁しているが、何故、6 名の審査員での審査要領が資料として提出されなかったのか、そもそも 6 名審査員の審査要領は存在していたのであれば、審査員 5 名の審査要領（未定稿）の資料提出の意味はなんだったのか。内容はともかく審査要領に基づき実施したという単なる審査の正当化を主張するための資料であったとしか思えない。人選に失敗した中において、議会へ説明する資料として考えた場合、審査要項は審査の根幹をなす一番重要な資料であり、しかも議会に提出する資料であれば事前の確認（整合性）は当然やっているはずである。全て委託先任せで、市はいかにこの審査要項を軽んじていたかが窺える。また、同要領の中で採用候補者を選定しない場合もあるとはしながらも、基本的には「2 人を採用候補者として推薦いただく。」としていたが、平成 30 年 1 月 27 日実施された二次審査会における「採点表集計結果」「資料 1-4 (14 頁)」によると、採用された「A 氏」が総計 122 点で、次点の D 氏 98 点と比較しても突出した点数であり、審査会における審査結果においても「A 氏のみを採用推薦者とし、補欠はなしとする。」としている。

このような中、人吉市が商工会議所に通知した「センター長の推薦取消し」の文面の中で、「センター長に最低限求められている条件に合致していない A 氏」と記しているとおおり、最低限求められている条件をも満たしていないといった、一般の採用でも滅多に起こり得ることのないことが、この重要な選考で起こってしまったということは、選考そのものに何らかの問題があったことは明白である。特に今回、選考された人材は、応募者 127 名中、二次審査において他の 4 候補者より突出した 1 位で選考された人材だっただけに、一次審査のあり方、二次審査の面接のあり方など、一連の審査がどのように行われてきたのか疑問が残るところではあるが、どちら

にしてもいずれかに問題がなければこのような事態は避けられたことである。

以上のとおり、審査要領に従った選考を行わずに、他の候補者より突出した成績で、センター長として最低限求められる条件にすら合致していないA氏を選考し、商工会議所に推薦したことは、市長の給与より高額な月額100万円の給与に見合った優秀な人材を推薦する注意義務を怠ったと言わざるを得ない。

- ⑦ また、同全員協議会で提出された「経過概要等について」「資料1-3(4頁～5頁)」の経過概要によると、既に研修期間中においても、5月11日「研修先から余計な話をする癖が抜けない。」といった報告を皮切りに、数回にわたり富士市産業支援センターから、センター長としての資質を否定するような内容での報告(情報)が寄せられている。

このことを受け市は6月15日に、最悪の事態(雇用契約解除)を想定し、福岡弁護士事務所へ相談に出向いているが、この時点以前に市は事態の深刻性を認識できていたはずである。それにも関わらず、A氏本人も「もっと市・会議所側もフォローする体制がとれたのではないか。」「資料1-3(5頁)」と言っているとおり、6月21日に本人と面談するまで、本人に対し何ら対策を講じていない。それどころか市はA氏本人に対し、自費での再研修を促すなど、あくまで本人採用に固執する対応を取ろうとしており、これに業を煮やした研修先から6月28日付、人吉市に対し再研修受け入れ拒否を暗示する研修報告「資料1-3(1頁～3頁)」がなされている。ここに至るまでに、何らかの早急な対策を講じていれば、6月28日研修先からの研修報告「資料1-3(1頁～3頁)」を待たずに、他の対策を講じることができたことも予想され、そのことよっての開館の遅れはもとより、市が被る損失(試用期間給与及び解雇予告金等)を最小限に抑えられたはずである。

- ⑧ このような事態をうけ、人吉市はまた振り出しに戻って一からセンター長の選定を行うこととなったが、8月21日の新聞記事「資料1-8」を見ると、今回は、これまでの選定方法を変更し、富士市産業支援センターから推薦された人物(これまでほかの自治体の二次審査を受けた候補者のうち、採用に至らなかったものの、4つのポイント「情熱、スキル、行動力、的確支援」をクリアした優秀な人材)を、市及び商工会議による同じ4つのポイントでの審査及び面接審査を行い、最終的に松岡市長が新センター長(松山真一氏64歳)の決定を行ったことを、8月20日開催の市議会全員協議会で報告している。

- ⑨ 今回の選考では、これまで一貫して優秀な人材確保には、全国からの公

募による選考ありきで説明してきた選考方法が根底から覆され、本来あるべき姿からは、ほど遠い選考が行われるという事態が生じている。

前段でも記載したが、前回の審査においては、審査の根幹である審査要領において、未定稿の審査要領（審査員 5 名）を議会に提出していたと説明したり、審査員 1 名は市が入るとする要項を議会に説明なきまま変更し、市以外の審査員を当てたと説明するなど、本来ならあり得ないことが起きており不自然さを呈していたが、さらに今回の選考においても不可解な点が多く、今回の選定で重要で中心的なかかわりを持った推薦人である富士市産業支援センターのセンター長は、前回の選考においても中心的な立場でかかわった人物であり、いわゆる「最低限の条件にも合致しないセンター長」を、補欠の選考も必要としない突出した点数で選考した張本人である。それにもかかわらず、今回も同じ人物が主体的にかかわった推薦人を選考していることは、事業の成功は全てセンター長の手腕にかかっている事業であるといいながら、同じ轍を踏むことが懸念されるだけでなく、人吉市の選考で残った 4 名については選考に値する人物ではなかったとし、「これまでにほかの自治体の二次選考まで残った優秀な人材」と無理な理由をこじつけ、結果的にほかの自治体で選考されなかった人物を選考するという、本来、公明正大であるべき選考が、開館の遅れという失政から開館を急がせたいという政治的意図のためか、不正な選考が行われている。

- ⑩ 今回の選定方法で選任されたセンター長を人吉しごとサポートセンターのセンター長として認めることになれば、これまで決めてきた審査要領に違反するのみならず、かなりの経費をかけ行ってきたこれまでの選考は何だったのか。また、この選考方法によれば、当初からこの選択肢はあったはずであり、経費も抑えられたはずである。

このことから、最初の選定方法に問題があったのは明らかである。その選定手法を選択し、無駄な公金の支出を招いた首長の失政は免れない。このような政策の失態によって、万が一にも、これまでに費やしたこれらに関連する一連の経費（選定経費を含む）を人吉市が公費から支出することになれば、人吉市が損害を被ることになる。

- ⑪ 松岡市長の注意義務違反の結果、センター長として A 氏を推薦したことにより、人吉商工会議所ひいては人吉商工会議所に委託料を支出した人吉市に以下の損害（平成 30 年 9 月議会における本村令斗議員の一般質問「いくらの税金が無駄になったのか」に対する福山誠二経済部長の答弁「成果に結びついていない経費としての内訳額」）「資料 1-9（35～37 頁）」を発生させた。

平成 29 年度センター長募集に要した経費	
センター長募集に係る広告審査委託料	3,780,000 円
審査員報償費	40,000 円
職員旅費	141,820 円
二次審査会場費	72,024 円
(平成 29 年度合計)	4,033,844 円
平成 30 年度分	
前センター長に支払分	3,400,189 円
(3 か月分の報酬・社保料、解雇予告金)	
f-Biz 研修委託料	1,188,000 円
当該研修に伴う宿泊費、旅費	345,018 円
(平成 30 年度合計)	4,933,207 円
<u>総合計</u>	<u>8,967,051 円</u>

⑫ 以上より、松岡市長は、人吉市に対し、8,967,051 円の損害賠償責任を負う。

よって、請求人は、地方自治法第 242 条 1 項に基づき、別紙事実証明書を添え請求の趣旨記載の勧告をすることを求める。

請求人

住 所 人吉市下城本町 1734-4
氏 名 冷水 邦彦

平成 30 年 12 月 3 日
人吉市監査委員 御中
井上 祐太 様
犬童 利夫 様

別紙添付書類一覧

- ① 平成 30 年 7 月 10 日に開催された人吉市議会全員協議会資料
- ② 平成 29 年 9 月定例市議会宮原将志議員一般質問議事録抜粋
- ③ 平成 30 年 8 月 21 日人吉新聞掲載記事
- ④ 平成 30 年 9 月定例市議会本村令斗議員一般質問議事録抜粋

以上 9 点

措置請求の趣旨

請求人から提出があった措置請求書及び添付資料の記載内容並びに請求人の陳述内容から、請求の趣旨は次のとおりである。

ア 人吉市長が平成29年度に行った起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務委託は、委託者として必要な注意義務を果たしておらず、募集要項、選定方法等に欠陥があったため、センター長の人選を誤り、前センター長を事業開始直前に解雇するという結果を生じさせた。その後、現センター長を同様の選考過程を経ずに選任したことも、募集要項、選定方法等に欠陥があったこと、無駄であったことを証明している。したがって、本委託契約に支出した費用は無駄な公金の支出である。

イ 前センター長を解雇するまでの過程で、前センター長に問題が生じていたにもかかわらず、何ら対策を講じなかったため、事業開始直前に解雇するという事態となった。したがって、何ら対策を講じなかったことにより生じた経費は、無駄な公金の支出である。

ウ 人吉市長が平成29年度に起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務に関する費用及び平成30年度に人吉しごとサポートセンター「ヒットビズ」の業務委託に関する費用のうち前センター長に関する費用を支出したことは、ア及びイの理由により、「不当な公金の支出」であり、人吉市長にその費用を返還することを求める。

第3 請求書の受理

本件措置請求は、法第242条第1項の要件を具備するものであると認め、平成30年12月10日に、同年12月3日付けでこれを受理することに決定した。

第4 請求人による証拠の提出及び陳述

陳述は希望されなかった。

第5 人吉市長の意見書の提出及び関係職員の陳述

人吉市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、人吉市長から意見書（平成30年12月19日付け人経商第380号。

以下「意見書」という。)及び添付書類が提出され、平成30年12月25日に関係職員の陳述を聴取した。陳述に当たって法第242条第7項の規定により請求人を立ち会わせた。

意見書に記載された内容は、次のとおりである。

- ア 起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務委託契約の適法性について（根拠法となった地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定、人吉市契約規則に沿って締結したこと。）
- イ 雇用主である人吉商工会議所と研修先と連携して前センター長を解雇する直前まで、最悪の事態を回避しようと対策を講じていた状況について
- ウ 前センター長に関する費用は、嘱託雇用契約書その他関係契約書及び労働基準法その他関係法令により、適正に支給されていることについて

添付書類

- ア 起業創業・中小企業支援センター長公募業務委託契約その他関係図書
- イ しごとサポートセンター業務委託契約その他関係図書、業務報告書、嘱託雇用契約書

第6 監査の結果

上記住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

冷水邦彦様

人吉市監査委員 井上祐太

人吉市監査委員 犬童利夫

住民監査請求の監査結果について

平成30年12月3日に受理した住民監査請求（以下「本請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を下記のとおり通知する。

記

第1 監査の請求

1 請求の趣旨

請求人から提出があった措置請求書及び添付資料の記載内容並びに請求人の陳述内容から、請求の趣旨は次のとおりである。

- (1) 人吉市長が平成29年度に行った起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務委託は、委託者として必要な注意義務を果たしておらず、募集要項、選定方法等に欠陥があったため、センター長の人選を誤り、前センター長を事業開始直前に解雇するという結果を生じさせた。その後、現センター長を同様の選考過程を経ずに選任したことも、募集要項、選定方法等に欠陥があったこと、無駄であったことを証明している。したがって、本委託契約に支出した費用4,033,844円は無駄な公金の支出である。
- (2) 前センター長を解雇するまでの過程で、前センター長に問題が生じていたにもかかわらず、何ら対策を講じなかったため、事業開始直前に解雇するという事態となった。したがって、何ら対策を講じなかったことにより生じた経費は、無駄な公金の支出である。

- (3) 人吉市長が平成29年度に委託した起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務に関する費用及び平成30年度に委託した人吉しごとサポートセンター「Hit Biz」の業務委託に関する費用のうち、前センター長に関する費用4,933,207円を支出したことは、(1)及び(2)の理由により、「不当な公金の支出」であり、人吉市長にその費用を返還することを求める。

2 請求の受理

本件措置請求は、法第242条第1項の要件を具備するものであると認め、平成30年12月10日に、同年12月3日付けでこれを受理することに決定した。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、陳述の機会を打診したが、平成30年12月11日、請求人から、「請求内容のとおりであり、新たな証拠が出てくるならば、そのとき書面で提出したい」ということで陳述を辞退された。

2 監査対象部局

経済部商工振興課（以下「担当部局」という。）を対象として、関係書類の提出を求め、監査を実施した。本請求に対し、平成30年12月19日付けで担当部局から意見書が提出された。本請求に対する担当部局の見解は、概ね次のとおりである。

(1) 請求趣旨1に対する意見

起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務委託（以下「公募業務委託」という。）は、平成29年9月28日に人吉市長と受託者の間で締結された「起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務委託契約書」により人吉市長から株式会社やろまい（以下「受託者」という。）に委託されたものである。

公募業務委託は、市が人吉しごとサポートセンター業務（以下「本事業」という。）を運営するセンター長を選定するに当たり、その人材を公募、選考する業務を委託するものである。本事業はセンター長が市内中小企業事業者、創業希望者に対し、個別経営相談事業その他関

係する事業を行うものであり、どのようなセンター長を選定するかが、本事業を運営するに当たって重要となる。その公募業務委託を発注するに当たり、他自治体の同事業において、センター長を選定する際には、ほとんどの自治体が、この受託者に業務を委託していることから、市においても地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定を適用し随意契約により受託者に委託したものである。

施行令第167条の2第1項第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定められている。今回、北海道釧路市、岐阜県大垣市と同様にセンター長の公募、選考する業務について豊富な経験を有している受託者に委託することが、当該業務を確実に実施するための手段であるとの判断によるものである。

この委託業務は、あくまで「本事業を運営するセンター長を公募により選考すること」であり、公募業務委託は、委託契約書の内容どおり適正に履行されたものである。

以上のことから、公募業務委託は施行令及び人吉市契約規則に基づいた適正な委託契約であり、本委託契約に支出した費用4,033,844円は適正な支出である。

（2）請求趣旨2に対する意見

前センター長の業務内容として「富士市産業支援センター（f-Biz）の産業支援に対する考え方にに基づき、人吉市内事業所等のための「個別経営相談事業」、「連携事業」、「情報発信・啓発事業」等を実施する」業務を行うこととされており、その「富士市産業支援センター（f-Biz）の産業支援に対する考え方」を習得するため、3か月間の研修を受講させている。この研修は、他自治体の同事業でセンター長に選定された者であれば、全員が受講している研修である。

請求人は、措置請求書において「もっと前から市は事態の深刻性を認識できていたはず」や「6月21日までに本人と面談するまで、本人に対し何ら対策を講じていない」と主張しているが、平成30年6月29日に前センター長を解雇するまで、人吉商工会議所に毎日提出された「研修日報」をメールで受け取っており、当該やり取りを通じて、前センター長は自身の課題改善に向けて努力し、着任に向けた意欲を示している中、市としても、改善に向かうことを期待し、研修状

況が芳しくない状況を何とか打開しようと、前センター長と個別にやり取りを行っていた。また、研修先の報告書においても、前センター長を何とか研修終了レベルに到達するための改善指導を幾度も行っていた。

ただ、再三の改善指導も実らず、前センター長は、「富士市産業支援センター（f-Biz）の産業支援に対する考え方」の習得には至らず、本市が目指すエフビズモデルによる産業支援の実践ができないこと、及びこのまま開所した場合における相談者である事業者等に与える影響等を鑑み、苦渋の選択ではあるが推薦を取消し、雇用主である人吉商工会議所が前センター長を解雇したものである。したがって、請求人が主張する「市が何ら対策を講じていなかったことにより市に損失を生じさせた」という主張は当てはまらないと考える。また、前センター長の給与及び雇用契約を解除した際の解雇予告金は、人吉商工会議所と前センター長との間で締結した嘱託雇用契約書の規定及び労働基準法第20条に基づき支給している。

以上のことから、前センター長に関する費用は、嘱託雇用契約書及び労働基準法その他関係法令により、適正に支給されていることから、その費用の支給は、何ら違法性はなく適正な支出である。

（３）請求趣旨３に対する意見

請求趣旨(1)及び(2)で述べたように、公募業務委託に関する費用及び平成30年度に委託した人吉しごとサポートセンター「Hit-Biz」の業務委託に関する費用のうち、前センター長に関する費用は、契約書及び関係法令に基づき適正に支給されていることから、その費用の支給は、何ら違法性はなく適正な支出である。

第３ 監査の結果

１ 監査の方針

本件措置請求の趣旨を踏まえ、次の着眼点により監査を実施した。

- （１）人吉市長が平成29年度に行った公募業務委託は、関係法令に基づき適法に受託者に委託されたのか。
- （２）受託者は、人吉市長から受託した公募業務委託を委託契約書（仕様書その他関係書類を含む。）の規定に基づき適切に実施したのか。

- (3) 人吉市長は、公募業務委託終了時点において、前センター長の解雇と現センター長の選任を予見できたのか。
- (4) 前センター長に関する費用の支出は、法令等に基づき適切に行われていたか。ただし、(4)については、当該委託契約の期間が平成30年4月1日から平成31年3月31日までと定められており、委託契約期間中ではあるが、請求人が要求している前センター長に関する費用4,933,207円については、既に支払われていることから、監査の対象とした。

2 監査委員判断

- (1) 人吉市長が平成29年度に行った公募業務委託は、関係法令に基づき適法に受託者に委託されたのか。次のとおり事業確認を行い、公募業務委託の適法性について判断した。

監査結果

公募業務委託は、平成29年9月28日に人吉市長と受託者の間で締結された「起業創業・中小企業支援センター公募業務委託契約書」により人吉市長から受託者に委託されたものである。この契約は施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約により締結されたものである。施行令第167条の2第1項第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定められている。

この委託契約における施行令第167条の2第1項第2号の規定の該当の有無について、人吉市長の意見書によると、「他自治体の同事業において、センター長を選定する際には、ほとんどの自治体が、この受託者に業務を委託している。」とある。

本事業は、センター長が市内中小企業事業者、創業希望者に対し、個別経営相談事業その他関係する事業を行うものであり、この公募業務委託によって市がどのようなセンター長を選定するかが、本事業を運営する上で重要である。このことから、この公募業務委託の受託者を決定するに当たり最重視されることは、一概に価格等で事業者を比較することではなく、過去にセンター長を何度も選考した経験等であ

ると考えられる。

このことは最高裁の判例においても「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果となるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、以上のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事業を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」(最高裁 昭和62年3月20日判決)と判示されている。

よって、本事業を運営するセンター長を選考する経験を有している受託者に、施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、公募業務委託を随意契約により委託することは、この公募業務委託の目的からして人吉市長の裁量の範囲内であると判断できる。以上のことから、この委託事業は、施行令及び人吉市契約規則の規定により、適法に人吉市長から受託者に委託されたものといえることができる。

(2) 受託者は、人吉市長から受託した公募業務委託を委託契約書（仕様書その他関係書類を含む。）の規定に基づき適切に実施したのか。次のとおり事業確認を行い、公募業務委託の実施の適正性について判断した。

監査結果

受託者は、(1)で述べたとおり、ほとんどの他自治体において同事業を行う際には、同様の委託業務を受託してセンター長の選考業務を実施していることから、センター長を公募、選考することについて豊富

な経験を有している。また、受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、業務を開始しており、その公募、選考方法についても、自治体により多少の違いはあるが、概ね他自治体の同事業において用いられている方法であるため、この公募業務委託だけが異なる方法で行われたものではない。

本事業は、センター長の人材に依存する部分が大きく、市がどれだけ優秀なセンター長を選定できるかが、本事業の成否にかかわる重要な部分であることは間違いないが、本事業がセンター長の人材の適否に依存している以上、その人材が、結果として適任者でないリスクを常に内包しているのであり、そのリスクは、本事業を推進するうえで、当然予見しておかなければならないリスクであると考えられる。

そのことは、人吉市長の代理人の陳述において、「他自治体において、短期間でセンター長の交代が生じている」ということから、選考時において、センター長の適性があるかを判断することが高度な事務であることを示している。このことから、センター長として適任の人材であるかどうかは、センター長の選定時に判明することではなく、その後の研修等を行った結果として判明することであり、今回のように適任でない人材ということが選定後に判明したからといって、この公募業務委託が適正に行われていないとはいえないものと考えられる。

この公募業務委託は、人吉市長の意見書のとおり、あくまで「本事業を運営するセンター長を公募により選考すること」であり、募集要項、公募方法、選考過程について事実確認を行ったが、公募業務委託による選考の結果、前センター長を選定したことについては、選定した時点では合理性があると考えられ、その後の前センター長の研修状況や、最終的に解雇する状況に至ることを選定の時点で予見することは困難であるというべきである。以上のことから、市の委託契約は適切に履行されているので、その費用を支出したことについて、何ら違法又は不当な点はないと判断することができる。

(3) 人吉市長は、公募業務委託終了時点において、前センター長の解雇と現センター長の選任を予見できたのか。次のとおり事業確認を行い、人吉市長の予見可能性について判断した。

監査結果

(2) において述べたとおり、前センター長の選定については、委託契約書（仕様書その他関係書類を含む。）に基づく公募業務委託も含めて適正に行われており、その時点では、前センター長が人吉市長の評価を得ていたことは、前述した事実確認の際に調査した資料からも明らかである。そのように評価していた前センター長を事業開始直前に解雇しなければならない状況に至ることを、人吉市長が前センター長を選定し、人吉商工会議所に推薦した時点で予見することは非常に困難であると考えられる。

また、現センター長の選定について、前センター長と同様の選考過程を踏まずに選考したことは、早期に開所することだけでなく、再度公募による選考を実施することにより生じる市の公金の支出を抑えようとした結果である。

ただし、このことは、前センター長の解雇により生じた不測の事態に対し、市が最善策を検討した結果であり、一般的には他自治体の同事業においても公募による選考が行われていることから、人吉市長が平成29年度に公募業務委託を開始するに当たり、センター長を選定する際に、委託による公募、選考する方法を採用することは当然のことである。したがって、人吉市長が、公募業務委託を開始する時点で現センター長を選考した方法を予見し採用することは非常に困難であると考えられる。

- (4) 前センター長に関する費用の支出は、法令等に基づき適切に行われていたか。次のとおり事実確認を行い、前センター長に関する費用の支出の適法性について判断した。

監査結果

前センター長の雇用関係は、本市が人吉商工会議所に平成30年4月1日に「人吉しごとサポートセンター業務委託契約書」が締結されたことにより人吉商工会議所に委託され、当該委託により受託者である人吉商工会議所と前センター長の間で嘱託職員雇用契約書（以下「雇用契約書」という。）が締結されていることから、前センター長の雇用主は、受託者である人吉商工会議所である。

雇用契約書では、雇用期間が平成30年4月1日から平成31年3月31日と、給与が月額100万円（研修期間中は月額70万円）と

されており、業務内容として「富士市産業支援センター（f-Biz）の産業支援に対する考え方に基づき人吉市内事業所等のための「個別経営相談事業」、「連携事業」、「情報発信・啓発事業」等を実施する」業務を行うこととされており、その「富士市産業支援センター（f-Biz）の産業支援に対する考え方」を習得するため、前センター長に3か月間の研修を受講させている。この研修は、他自治体における同事業のセンター長全員が受講している研修である。前センター長の研修での状況については、請求人から提出された資料1-3において示されているとおりである。

請求人は、措置請求書において「もっと前から市は事態の深刻性を認識できていたはず」や「6月21日までに本人と面談するまで、本人に対し何ら対策を講じていない」と主張しているが、人吉市長からの意見書によると、「人吉商工会議所に毎日提出された研修日報をメールで受け取っており、当該やり取りを通じて、前センター長は自身の課題改善に向けて努力し、着任に向けた意欲を示している中、市としても、改善に向かうことを期待」とある。

この状況から、担当者は、前センター長の研修状況が芳しくない状況を何とか打開しようと、前センター長と個別に相談に応じていることが判断できる。また、研修先の報告書その他の資料で研修内容を確認したが、前センター長に対し、他のセンター長と同様のカリキュラムに沿って研修を実施していること、前センター長を何とか研修終了レベルに到達するための改善指導を他の研修者とは別に幾度も行っていることから、この研修は、適正に行われたものと判断できる。このことから、市は何ら対策を講じていなかったのではなく、前センター長を解雇する直前まで、雇用主である人吉商工会議所と研修先と連携して、最悪の事態を回避しようと対策を講じていたのである。

ただ、再三の改善指導も実らず、嘱託雇用契約書に規定されている「富士市産業支援センター（f-Biz）の産業支援に対する考え方」の習得には至らず、このまま開所した場合における相談者である事業者等に与える影響等を鑑み、人吉市長が苦渋の選択ではあるが推薦を取消し、雇用主である人吉商工会議所が前センター長を解雇したものである。したがって、請求人が主張する「市は何ら対策を講じていなかったことより市に損失を生じさせた」という主張は当てはまらないと考えられる。

また、前センター長の給与、研修旅費（宿泊費を含む。）及び雇用契約を解除した際の解雇予告金は、雇用契約書及び労働基準法の規定のとおり支給されており、前センター長の研修費用についても雇用主である人吉商工会議所と受託者において締結された「人吉しごとサポートセンター長実施研修業務委託契約書」の規定どおり支払われている。

以上のことから、前センター長に関する費用は、嘱託雇用契約書その他関係契約書及び労働基準法その他関係法令により、適正に支給されていることから、その費用の支給は、何ら違法又は不当な公金の支出には当たらないと判断できる。

3 結論

監査委員判断のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については棄却する。

4 追記

本件に関する見解は以上のとおりだが、市長をも上回る給与の支給など今回の施策の胆であり、人材確保のためのセールスポイントであるものの、景気の回復基調に実感が持てない本市の経済状況に照らしても、一般的な市民感覚からも、殊更慎重に理解を求めるべき案件であったと解している。本事業が新規取り組みとして地域課題に挑戦し、持って地域経済への一助であることは多くが認めるところであり、その中核となるしごとサポートセンター長選任の重要性、故なる難しさも含めて市民が注目するところであった。

それにも係わらず、選考から解雇に至るまでの検証や説明責任、経過等の検証に基づく見直しや、次段階への移行の状況報告が、工程の遅れを補おうと、焦燥に駆られた中で進められた感は否めず、市民との協働をめざす本市にとって、市民への丁寧かつ正確な説明責任、情報提供のあり方を含め、1つの問題提起として苦言を呈したい。

時代は行政にもスピードを求め、時間的な制約の中で事業を組み立てる意義は保ちつつも、市民への十分な説明責任を果たし、事業への理解を希求することは行政の義務であり、今後の、人材登用の手法、透明性の確保等についても、さらに精査し、市民の付託に応え得るよう精励に努められたい。